

アナログ通信方式の周波数が発射可能な簡易無線局にかかる再免許等について

1 概略

「デュアル機の局」(アナログ通信方式の周波数(350MHz帯及び400MHz帯)以外の周波数の電波を併せて発射可能な簡易無線局のことをいいます。以下同じ。)について、アナログ通信方式の周波数の使用期限後の令和6年(2024年)12月1日以降、引き続き簡易無線局の使用を希望する場合の推奨する手続は次ページ以降のとおりです。適切な対応をよろしくお願いします。

- ・詳細は、簡易無線を購入された販売店等や総合通信局等にお問い合わせください(無線局免許状をお手元にご用意ください)。
- ・令和6年12月1日以降アナログ通信方式の周波数の電波を発射した場合は、電波法違反となり取締り等の対象となりますので、ご注意ください。
- ・簡易無線局のデジタル化についての説明は、電波利用ホームページを参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/relate/dcr/index.htm> →



デュアル機の局について、デジタル通信方式の周波数のみを指定して、免許又は再免許を受ける場合は、アナログ通信方式の周波数の電波の発射を防止するための措置が講じられている(以下、「**アナログ停波措置**」という。)必要があります。なお、アナログ停波措置にはデジタル単体機への取替を含みます。

2 免許の有効期間が令和6年11月30日以降の場合の手続について

(お手元の無線局免許状にてご確認ください。)

(1) 令和6年6月1日から同年11月30日までに再免許申請書を提出(総合通信局等に到達)する場合

① 再免許申請期間前にアナログ停波措置を行う場合

- ・電波法第19条の周波数等の変更申請及び同法第17条第3項の無線設備の変更届を行ってください。
- ・再免許申請期間になりましたら、再免許申請を行ってください。

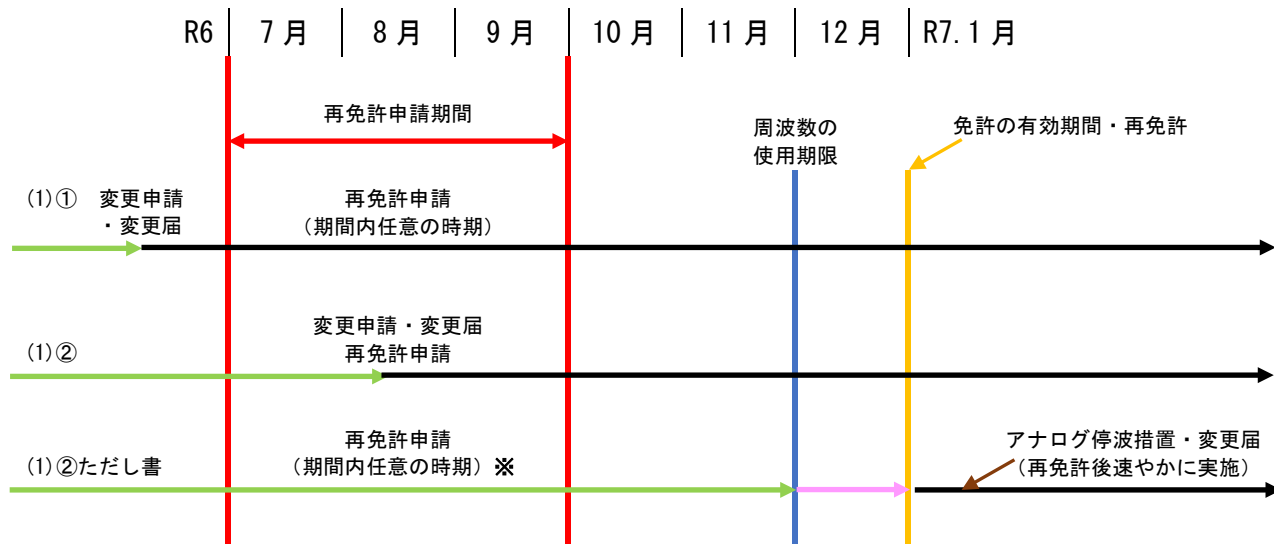
② 再免許申請期間内にアナログ停波措置を行う場合

- ・電波法第19条の周波数等の変更申請及び同法第17条第3項の無線設備の変更届と併せて再免許申請を行ってください。ただし、令和6年11月30日までアナログ通信方式の周波数の使用を希望される場合には、再免許申請書の備考欄に、令和6年12月1日以降はアナログ波を使用しないこと及び再免許後速やかにアナログ停波措置を実施し、遅滞なく電波法第17条第3項の変更届を提出する旨を記載してください。(記載例は別紙参照。)
- ・アナログ停波措置を実施しましたら、電波法第17条第3項の無線設備の変更届を行ってください。

デュアル機の局の手続(概略図)

令和6年6月1日から同年11月30日までに再免許申請書提出の場合

免許の有効期間が令和6年12月31日の例



※(1)②ただし書のとおり再免許申請書の備考欄に「令和6年12月1日以降はアナログ波を使用しない。再免許後すみやかにアナログ停波措置を実施し、遅滞なく電波法第17条第3項の変更届を提出する。」旨が記載されていることが条件。

凡例：
→ アナログ波・デジタル波併用
→ デジタル波のみ使用
→ デジタル波のみ使用(無線局免許状に使用期限の附されたアナログ波の記載あり)

(2) 令和6年12月1日から令和11年8月29日までに再免許申請書を提出（総合通信局等に到達）する場合

※令和6年12月1日以降に再免許申請を行う場合、無線設備はアナログ停波措置が行われている必要があります。**アナログ停波措置が行われていない無線設備での再免許申請はできません。**

① 再免許申請期間前であって令和6年11月30日までにアナログ停波措置を行う場合

- ・電波法第19条の周波数等の変更申請及び同法第17条第3項の無線設備の変更届を行ってください。
- ・再免許申請期間内になりましたら、再免許申請を行ってください。

② 再免許申請期間前であって令和6年12月1日以後にアナログ停波措置を行う場合

- ・電波法第17条第3項の無線設備の変更届を行ってください。
- ・再免許申請期間内になりましたら、再免許申請を行ってください。

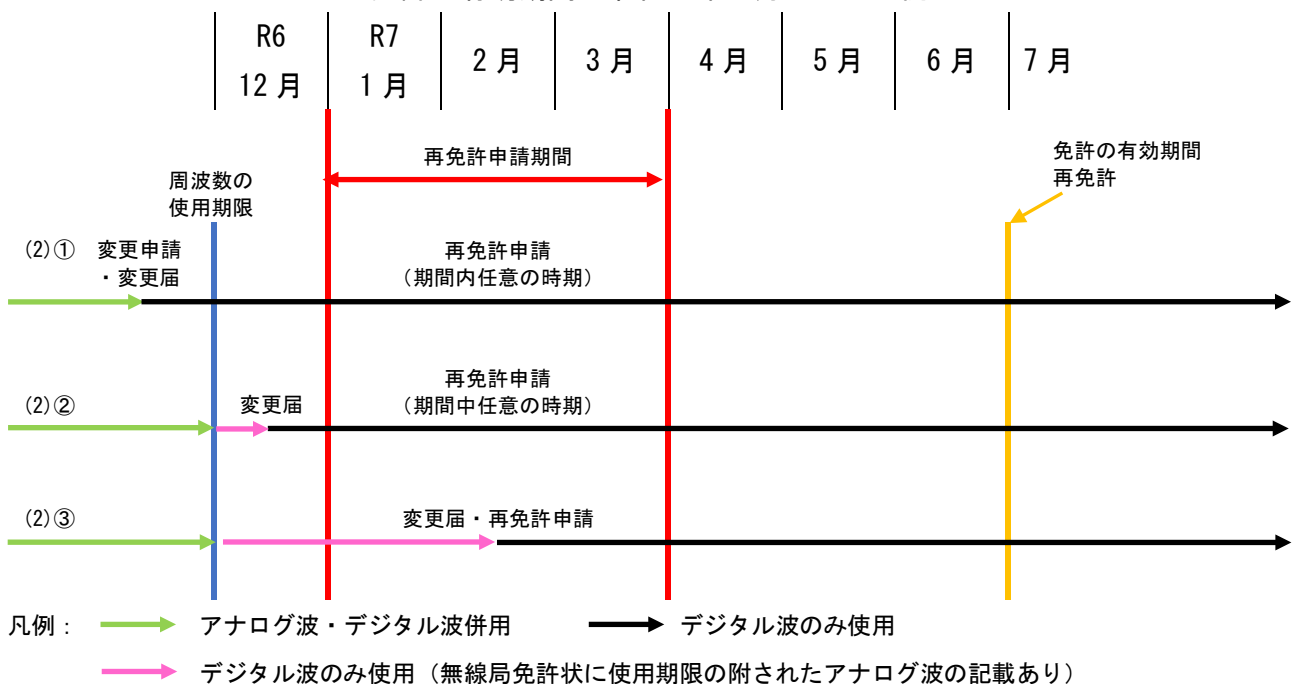
③ 再免許申請期間内にアナログ停波措置を行う場合

- ・電波法第17条第3項の無線設備の変更届と**併せて**再免許申請を行ってください。
(免許状は再免許に併せて発給することを基本とします。)

デュアル機の局の手続（概略図）

令和6年12月1日から令和11年8月29日までに再免許申請書提出の場合

免許の有効期間が令和7年5月31日の例



3 免許の有効期間が令和6年11月29日以前の場合の手続について

（お手元の無線局免許状にてご確認ください。）

- ・再免許申請期間内に再免許申請を行ってください。なお、免許状のアナログ通信方式の周波数には「この周波数の使用は、令和6年11月30日までに限る。」との附款が付されます。
- ・その次の再免許申請にあたっては、上記2（2）を参照してください。
- ・令和6年12月1日以降、誤ってアナログ通信方式の周波数の電波を発射することのないよう、お早めにアナログ停波措置を行い、電波法第17条第3項の無線設備の変更届を行ってください。

無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

●●総合通信局長 殿（注1）

収入印紙貼付欄
（注2）

- ☐ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☒ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

1 申請者（注5）

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表 者氏名	フリガナ
法人番号	

代理人

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表 者氏名	フリガナ

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☐ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☐ 無

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 ●局
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	●W : 3,350 円 × ●局 合計 XX,XXX 円 令和6年12月1日以降はアナログ波を使用しません。 再免許後速やかにアナログ停波措置を実施し、遅滞なく 電波法第17条第3項の変更届を提出します。

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 ☐ その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

☐ 1 の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	